

事業名		空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）	31
根拠法令等		小規模住宅地区等改良事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱、住宅地区改良事業等対象要綱、住宅地区改良事業等補助金交付要綱	
制度の概要	目的	老朽化の著しい住宅が存在する地区において、住環境の改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き家建築物の活用を行い、もって公共の福祉に寄与する。	
	補助対象	市町村	
	内容	不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び所有者の特定、空き家住宅又は空き建築物の活用	
	補助率	2分の1	
担当課及び連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889		
実績	<p>平成28年度 桐生市（実態把握）、富岡市（除却・活用）</p> <p>平成29年度 伊勢崎市（除却）、みどり市（実態把握）、吉岡町（実態把握）、榛東村（実態把握）、下仁田町（除却）</p> <p>平成30年度 伊勢崎市（除却）、館林市（除却）、下仁田町（除却）</p> <p>令和元年度 伊勢崎市（除却）、館林市（除却）、下仁田町（除却）、明和町（実態把握）</p> <p>令和2年度 館林市（実態把握）、高山村（実態把握）、下仁田町（除却）、明和町（実態把握）、大泉町（除却）</p> <p>令和3年度 下仁田町（除却）、長野原町（活用）、明和町（除却・実態把握）、大泉町（除却）</p> <p>令和4年度 吉岡町（実態把握）、下仁田町（除却）、大泉町（除却）</p>		

事業名		空き家対策総合支援事業（国庫補助）	32
根拠法令等		住宅市街地総合整備事業制度要綱、小規模住宅地区等改良事業制度要綱、住宅地区改良事業等対象要綱	
制度の概要	目的	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画に沿って実施される市町村の空き家対策を支援する事業で、住環境の改善を図るため、不良住宅、空家等又は特定空家等の除却及び空家等の活用を行い、もって公共の福祉に寄与する。	
	補助対象	市町村	
	内容	不良住宅、空家等又は特定空家等の除却、活用及び所有者の特定等に対する補助制度	
	補助率	2分の1	
担当課及び連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889		
実績	<p>平成28年度 前橋市（除却・活用・実態把握）</p> <p>平成29年度 前橋市（除却・活用・実態把握） 富岡市（除却・活用） 中之条町（除却・活用）</p> <p>平成30年度 前橋市（除却・活用） 桐生市（除却・活用） 富岡市（除却・活用） 中之条町（除却）</p> <p>令和元年度 前橋市（除却・活用） 桐生市（除却・活用） 富岡市（除却） 甘楽町（除却） 中之条町（除却）</p> <p>令和2年度 前橋市（除却・活用） 桐生市（除却） 伊勢崎市（除却・活用・実態把握） 富岡市（除却・実態把握） 甘楽町（除却） 中之条町（除却・活用）</p> <p>令和3年度 前橋市（除却・活用） 桐生市（除却・活用・実態把握） 伊勢崎市（除却） 富岡市（除却・所有者特定） 甘楽町（除却・活用） 中之条町（除却）</p> <p>令和4年度 前橋市（活用）、桐生市（除却）伊勢崎市（除却）、 富岡市（除却）、甘楽町（除却・実態把握）、 中之条町（除却）</p>		

事業名	群馬県特定空家等解体支援事業	33
根拠法令等	群馬県特定空家等解体支援事業補助金交付要綱	
制度の概要	目的	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、所有者不明等の特定空家等を除却する市町村を支援する事業で、老朽化した危険空き家の除却を促進し、地域の住環境向上を図る。
	補助対象	市町村
	内容	所有者不明特定空家等の除却（略式代執行）に対する補助制度
	補助率	2分の1（上限500千円／1件）
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889	
実績	平成29年度 下仁田町	

事業名	暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金）	34
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	暮らし・にぎわい再生事業は、中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	内容	都市機能まちなか立地支援、空きビル再生支援、賑わい空間施設整備、附帯事業
	補助率	3分の1（要件を満たせば5分の2に割増有）
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889	
実績	（補助事業年度） 平成20～22年度 高崎市（高松町地区） 平成26～令和元年度 高崎市（高崎駅東口地区 高崎芸術劇場） 平成29～令和元年度 群馬県（群馬県コンベンション地区 Gメッセ）	

事業名		市街地再開発事業（社会資本整備総合交付金）	35
根拠法令等		都市再開発法、社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	
	補助対象	地方公共団体	
	内容	調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び附帯施設整備	
	補助率	事業主体が施行者に補助する費用の2分の1かつ事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額	
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889		
実績	<p>（事業認可）</p> <p>S54.3.29 高崎市（高崎市中部名店街B1）</p> <p>S57.1.6 高崎市（高崎駅東口第一）</p> <p>S62.1.21 高崎市（高崎駅西口第一）</p> <p>S62.6.23 高崎市（高崎駅東口第二）</p> <p>S62.11.27 高崎市（高崎駅西口第二）</p> <p>H2.3.12 高崎市（高崎市城址）</p> <p>H2.4.24 沼田市（下之町）</p> <p>H3.9.4 高崎市（高崎駅東口第三）</p> <p>H4.7.20 前橋市（千代田町二丁目5番街）</p> <p>H6.11.25 高崎市（高崎駅東口第四）</p> <p>H7.8.22 高崎市（高崎駅西口旭町西）</p> <p>H11.8.30 高崎市（高崎駅西口北第一）</p> <p>H27.1.21 太田市（太田駅南口第二）</p> <p>H29.1.20 高崎市（高崎駅東口第九）</p> <p>R1.8.7 前橋市（JR前橋駅北口）</p> <p>R2.8.11 太田市（太田市浜町第二地区）</p>		

事業名		住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金）	36
根拠法令等		社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	
	補助対象	地方公共団体他	
	内容	整備計画策定等、共同施設整備等、公共空間等整備、老朽建築物等除却、地区公共施設等整備、仮設住宅等設置、公営住宅整備事業等	
	補助率	2分の1、3分の1	
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889		
実績	平成8～16年度 渋川市（石原地区） 平成9～17年度 桐生市（南小地区） 平成10～12年度 伊勢崎市（平和町）、太田市（太田駅周辺） 平成15～16年度 桐生市（広沢町一・二・三丁目地区） 平成13～令和4年度（実施中）伊勢崎市（伊勢崎駅周辺第一地区） 平成30～令和3年度 前橋市（中川地区前橋版 CCRC）		

事業名		都市再生総合整備事業（社会資本整備総合交付金）	37
根拠法令等		社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	都市再生総合整備事業は、大都市圏における経済活動の過度の集中による交通渋滞、環境負荷の高まり、居住立地構造の歪み等への対応、既成市街地や臨海部を中心に発生している大規模工場跡地等の低・未利用地の有効活用、防災上危険な密集市街地の改善等の課題を総合的・戦略的に解決し、わが国の都市の構造と環境を経済社会の変化に対応した豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築することを目的とする。	
	補助対象	地方公共団体他	
	内容	基本計画等策定、都市基盤施設、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設	
	補助率	3分の1	
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889		
実績			

事業名		バリアフリー環境整備促進事業（社会資本整備総合交付金） （旧 人にやさしいまちづくり事業）	38
根拠法令等		社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	バリアフリー環境整備促進事業は、本格的な高齢社会の到来、都市化の進展等に対応して、高齢者及び障害者に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	
	補助対象	地方公共団体	
	内容	基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成、移動システム等の整備	
	補助率	事業主体が行う事業については事業費の3分の1 事業主体が施行者に補助する費用の2分の1かつ事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額	
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889		
実績	（補助事業年度） 平成6年度 高崎市（駅東口） 平成8年度 前橋市（新前橋駅） 平成9年度 前橋市（新前橋駅） 平成10年度 前橋市（新前橋駅） 平成11年度 高崎市（駅西口） 平成17年度 高崎市（駅西口）		

事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）	39
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	この事業は、住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者等に対して国等が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	市町村他
	内容	協議会活動助成事業、整備方針策定事業、事業計画策定、街なみ整備事業、街なみ整備助成事業
	助率	2分の1、3分の1
担当課及び連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889	
実績	平成 17～令和 4 年度（実施中） 平成 22～令和 4 年度（実施中） 平成 26～令和 4 年度（実施中） 平成 27～令和 4 年度（実施中） 平成 28～令和 3 年度	みなかみ町（水上地区） 草津町（クラシック草津地区） みなかみ町（湯宿地区） 甘楽町（甘楽町小幡地区） 富岡市（富岡中央地区）

事業名		優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金）	40
根拠法令等		社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	
	補助対象	地方公共団体	
	内容	調査設計計画、土地整備、共同施設整備	
	補助率	○事業主体が行う事業については事業費の3分の1 ○事業主体が施行者に補助する費用の2分の1かつ事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額	
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889		
実績	<p>（補助事業年度）</p> <p>昭和59年度 高崎市（田町）、昭和61～63年度 高崎市（都心部A2） 昭和62～63年度 高崎市（高崎駅西口第五） 昭和63年度 高崎市（都心部B3）、昭和63～平成2年度 高崎市（都心部B2） 平成元～5年度 前橋市（本町213）、平成4～5年度 高崎市（本町第三） 平成6～9年度 高崎市（高崎駅東口第五） 平成8～9年度 草津町（ターミナル西）、平成10～12年度 高崎市（宮元町） 平成11～12年度 高崎市（高崎駅東口第六）、平成12～13年度 高崎市（鶴見町） 平成12～14年度 前橋市（南町365）、平成13～15年度 高崎市（真町） 平成13～14年度 高崎市（八島町）、 平成14～15年度 高崎市（高崎駅西口北第二）、 平成16～17年度 高崎市（高崎市旭町）、 平成16～17年度 高崎市（高崎市八島町南）、 平成18～20年度 前橋市（前橋市本町11） 平成19～21年度 太田市（浜町）、平成20～22年度 高崎市（高崎駅西口第四） 平成22～23年度 高崎市（高崎駅東口第八） 平成26～27年度 前橋市（表町218） 平成27～30年度 前橋市（城東町11） 平成28～30年度 前橋市（本町213-2） 令和元～3年度 前橋市（本町14） 令和2年度～ 高崎市（宮元町第二）※実施中 令和4年度～ 前橋市（古市町一丁目）※実施中</p>		

事業名	まちづくり融資	41
根拠法令等		
制度の概要	目的	マンション建替事業、市街地再開発事業等で、マンション建替組合・再開発組合・保留床取得者等様々な立場の主体が必要とする様々な資金に適確に対応した低金利な融資で資金計画を支援する。
	融資対象	分譲住宅建設事業者、マンション建替組合、再開発組合、保留床取得者等
	内容	共同建替事業、マンション建替事業、総合的設計協調建替え事業、地区計画等適合建替え事業
	融資額	対象事業費の100%
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889	
実績		

事業名	防災・省エネまちづくり緊急促進事業（社会資本整備総合交付金）	42
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附随する事業のための費用の一部を交付することにより、上記政策課題への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	内容	<p>【必須要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等配慮対策（バリアフリー化）、子育て支援（バリアフリー化、防犯性）、防災対策（帰宅困難者支援〔都市部〕、構造安全性）、省エネルギー対策（省エネルギー誘導基準への適合）、環境対策（リサイクルへの配慮、劣化対策） <p>【選択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯対策（帰宅困難者支援〔地方部〕）、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）、環境対策（ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用）、子育て対策（遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援）、生産性の向上（BIMの導入）、働き方対策（テレワーク拠点の整備）、省エネルギー対策（ZEB水準に適合）
	補助率	選択要件適用数により100分の3、100分の5、100分の7
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889	
実績		

事業名	防災・省エネまちづくり緊急促進事業（国庫補助）	43
根拠法令等	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱	
制度の概要	目的	防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、国が施行者又は特定建築者に対しこれらの者が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附随する事業のための費用の一部を交付することにより、上記政策課題への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。
	補助対象	地方公共団体及び民間事業者等
	内容	<p>【必須要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等配慮対策（バリアフリー化）、子育て支援（バリアフリー化、防犯性）、防災対策（帰宅困難者支援〔都市部〕、構造安全性）、省エネルギー対策（省エネルギー誘導基準への適合）、環境対策（リサイクルへの配慮、劣化対策） <p>【選択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策（帰宅困難者支援〔地方部〕）、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）、環境対策（ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用）、子育て対策（遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援）、生産性の向上（BIMの導入）、働き方対策（テレワーク拠点の整備）、省エネルギー対策（ZEB水準に適合）
	補助率	選択要件適用数により100分の3、100分の5、100分の7
担当課及び連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889	
実績	平成27～28年度 平成28～30年度 平成29～令和元年度 令和2年度～（実施中） 令和4年度～（実施中）	太田市（太田駅南口第二） 前橋市（城東町11） 高崎市（高崎駅東口第九） 前橋市（JR前橋駅北口） 高崎市（宮元町第二）

事業名	災害時拠点強靱化緊急促進事業（国庫補助）	44
根拠法令等	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱	
制度の概要	目的	災害時拠点強靱化緊急促進事業は、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者を一時的に受け入れる施設の確保するため、地域の防災拠点（一時滞在施設又は災害拠点病院）等地域の防災拠点（一時滞在施設又は災害拠点病院）等学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者等を受け入れるために必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備の緊急的な促進を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	地方公共団体及び民間事業者等
	内容	帰宅困難者等の受入スペースの整備、備蓄倉庫の整備、受入関連施設の整備 （R3より地域防災拠点建築物整備緊急促進事業でパッケージ化）
	補助率	事業主体が地方公共団体の場合：国2分の1、地方公共団体2分の1 事業主体が民間事業者等の場合：国3分の2、地方公共団体3分の1 ※掛かり増し費用のみが補助対象
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889	
実績	平成27～29年度 群馬県（前橋市上川淵地区 前橋赤十字病院） 平成29～令和元年度 群馬県（群馬県コンベンション地区 Gメッセ）	

事業名	スマートウェルネス住宅等推進事業（国庫補助） 【地域生活拠点型再開発事業】	45
根拠法令等	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱	
制度の概要	目的	スマートウェルネス住宅等推進事業【地域生活拠点型再開発事業】は、子育て世帯等のための地域生活拠点を整備する再開発事業について、高齢者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる環境の整備を図ることを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	内容	調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び附帯施設整備
	補助率	事業主体が施行者に補助する費用の2分の1かつ事業に要する費用の3分の1のいずれか低い額
担当課 及び 連絡先	住宅政策課 電話 027-897-2889	
実績	令和2年度～（実施中） 前橋市（JR前橋駅北口）	

事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震） （社会資本整備総合交付金）	46
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	住宅・建築物の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
	補助対象	地方公共団体
	事業内容	耐震関係計画策定、耐震化普及啓発の取組、住宅・建築物の耐震診断、耐震性の低い建築物の建替・除却、ブロック塀耐震対策、特定天井の改修・撤去、エレベーター防災対策改修、建築物の土砂災害対策のための改修、耐雪改修 等
	補助率	11.5%～2分の1 ※事業内容により異なります。また、事業により県費補助もあります。
担当課 及び 連絡先	建築課 027-226-3708	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震改修補助実績 H29：32件 H30：19件 R1：22件 R2：25件 R3：27件 R4：31件 ・ブロック塀改修等補助実績 R1：1件 R2：8件 R3：12件 R4：14件 	

事業名	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（国庫補助）	
根拠法令等	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱	
制度の概要	目的	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物等の耐震化並びに大規模災害時に大量に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備を支援する。
	補助対象	地方公共団体及び民間事業者等
	事業内容	<p>①建築物耐震対策緊急促進事業 多数の者が利用する大規模建築物、避難場所となる避難所・建築物・マンション、緊急輸送道路等沿道の建築物、避難所等の天井・エレベーター・エスカレーター等の耐震診断や耐震改修、建替等</p> <p>②災害時拠点強靱化緊急促進事業 （事業番号44参照 R3より①③とパッケージ化）</p> <p>③一時避難所整備緊急促進事業 水害時の避難者受け入れスペース、防災備蓄倉庫及び設備等の整備費補助</p>
	補助率	<p>①11.5%～2分の1※ ②（R3より①③とパッケージ化） ③事業主体が民間事業者の場合3分の2、地方公共団体の場合2分の1</p> <p>※事業内容により異なります。また、事業により県費補助もあります。</p>
担当課及び連絡先	<p>① ③建築課 027-226-3708 ② 住宅政策課 027-897-2889</p>	
実績	<p>① 建築物耐震対策緊急促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物の補強設計 H26：5件 H29：5件 H30：4件 ・大規模建築物の耐震改修 H28：1件 H30：2件 R1：1件 R3：1件 <p>③ 一時避難場所整備緊急促進事業 R4：1件</p>	